

事務連絡
令和元年6月3日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む） 御中
を置く国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

第25回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実
及び周知啓発に対する協力について

本年夏には第25回参議院議員通常選挙が予定されているところですが、有権者の積極的な投票参加を促すためには、政治参加意識の向上に取り組むとともに、各制度改正の内容や選挙期日、投票方法等の投票に必要な事項について、十分に周知を図ることが特に重要であり、別添1のとおり、総務省からも改めて周知啓発の依頼がありました。

また、前回の参議院議員通常選挙の結果等を踏まえ、総務省において主権者教育の現状と課題について検討を行った「主権者教育の推進に関する有識者会議」のとりまとめ（平成29年3月）においても、参議院議員通常選挙等の定期的に行われる選挙の時期を念頭に置いた計画的な取組の重要性が示されたところです。

文部科学省においても、総務省と連携し、毎年度、高等学校等（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）に対して副教材「私たちが拓く日本の未来」を配付するとともに、令和元年6月3日付けの事務連絡では、学校における主権者教育を実施する際の留意点について周知しています。

こうしたものも参考としながら、高等学校等におきまして、選挙管理委員会や選挙啓発団体との連携に御配慮いただくとともに、主権者教育の一層の充実を図っていただくようお願いします。また、先般、平成31年2月28日付け通知（30文科初第1639号）において依頼しております住民票異動及び旧住所地での投票に

関することを含め、引き続き、生徒等に対する周知啓発に御協力いただきますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学におかれては、その管下の学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、このことに関連して、総務省から、各地方公共団体の選挙管理委員会に対し、高等学校等や所管の教育委員会と連携した取組についての依頼文書（別添 2）が発出されておりますことを申し添えます。

【参考】「主権者教育の推進に関する有識者会議」とりまとめ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syukensha_kyoiku/index.html

【問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程総括係
電話 03-5253-4111（内線 2073）

総行管第55号
令和元年5月24日

文部科学省総合教育政策局長
清水 明 様

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀久 様

文部科学省高等教育局長
伯井 美德 様

総務省自治行政局選挙部長
大泉 淳一

第25回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発
に対する協力依頼について

本年夏には第25回参議院議員通常選挙が予定されているところであり、有権者の積極的な投票参加を促すためには、政治参加意識の向上に取り組むとともに、各制度改正の内容や選挙期日、投票方法等の投票に必要な事項について、十分に周知を図ることが特に重要です。

また、前回の参議院議員通常選挙の結果等を踏まえ、主権者教育の現状と課題について検討を行った「主権者教育の推進に関する有識者会議」のとりまとめ（平成29年3月）においても、参議院議員通常選挙等の定期的に行われる選挙の時期を念頭に置いた計画的な取組の重要性が示されたところです。

総務省としても、貴省と連携し、毎年度、高等学校等に対して副教材「私たちが拓く日本の未来」を配付しているほか、選挙管理委員会が実施する出前授業について主権者教育アドバイザーの派遣や各種研修会等による支援を実施しているところです。

つきましては、貴職所管の教育機関におきまして、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、主権者教育の一層の充実を図っていただくとともに、大学等キャンパス内での期日前投票所の設置などについて積極的に検討いただくことと併せ、先般、平成31年1月25日付け通知（総行管第45号）において依頼しております住民票異動及び旧住所地での投票に関することを含め、学生・生徒等に対する周知啓発に御協力いただきますようお願いいたします。

【参考】「主権者教育の推進に関する有識者会議」とりまとめ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syukensha_kyoiku/index.html

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課
担当 内山
電話 03-5253-5574

総行管第56号
令和元年5月24日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長
(公印省略)

第25回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発
に対する協力依頼について

本年夏には第25回参議院議員通常選挙が予定されているところであり、有権者の積極的な投票参加を促すためには、政治参加意識の向上に取り組むとともに、各制度改正の内容や選挙期日、投票方法等の投票に必要な事項について、十分に周知を図ることが特に重要です。

また、前回の参議院議員通常選挙の結果等を踏まえ、主権者教育の現状と課題について検討を行った「主権者教育の推進に関する有識者会議」のとりまとめ（平成29年3月）においても、参議院議員通常選挙等の定期的に行われる選挙の時期を念頭に置いた計画的な取組の重要性が示されたところです。

総務省としても、文部科学省と連携し、毎年度、高等学校等に対して副教材「私たちが拓く日本の未来」を配付しているほか、選挙管理委員会が実施する出前授業について主権者教育アドバイザーの派遣や各種研修会等による支援を実施しているところです。

つきましては、高等学校等、それらを所管する貴都道府県及び市区町村の教育委員会等の関係部局並びに選挙啓発団体とも十分に連携し、主権者教育の一層の充実を図っていただくとともに、大学等と連携し、地域の実情を踏まえ、キャンパス内での期日前投票所の設置などについて積極的に検討いただくことと併せ、先般、平成31年1月25日付け通知（総行管第46号）において依頼しております住民票異動及び旧住所地での投票に関することを含め、各媒体を活用した周知啓発に御協力いただきますようお願いいたします。

また、別添のとおり、当省より文部科学省に対し協力依頼を行うとともに、文部科学省から都道府県教育委員会、大学及び専修学校等の関係機関に対しても、同趣旨の通知がなされる予定であることを申し添えます。

なお、貴都道府県内の各市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いいたします。

【参考】「主権者教育の推進に関する有識者会議」とりまとめ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syukensha_kyoiku/index.html

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課
担当 内山
電話 03-5253-5574